

Q

限度額適用認定証の有効期限が今月末までです。
自動で更新されますか?

A

自動更新はされません。

再度申請書を協会けんぽへ提出ください。

✓ 有効期限が切れる前に申請をお勧めします。

認定証は、申請書を受付した月の初日から1年間の有効期間で発行されます。

例) 令和6年8月21日に受付した場合

→「令和6年8月1日～令和7年7月31日」の有効期間

有効期限が7月31日なら、7月中に申請すれば、
有効期限が切れる前に新しいのが届いて安心だね!



✓ 課税と非課税の方では申請書が異なります。

住民税課税の方

申請書

健康保険
限度額適用認定申請書

添付書類

不要(申請書のみ)

住民税非課税の方

健康保険
限度額適用・標準負担額減額認定申請書

被保険者の住民税の非課税証明書原本
(マイナンバーとの情報連携を希望すれば不要)

年度に注意!

令和6年8月～令和7年7月の診療 令和6年度

令和7年8月～令和8年7月の診療 令和7年度

✓ 有効期限が切れた認定証は、協会けんぽへ郵送ください。